

大阪市立大学大学院文学研究科後期博士課程 研究奨励給付金募集要項 【2019年度版】

1 制度の目的

文学研究科後期博士課程に在学する者のうち、研究意欲が旺盛で優秀な学生に対して研究奨励給付金を支給し、研究に専念できる環境を提供するとともに、研究者にふさわしい能力を育成することを目的とする。

2 応募資格

以下のすべてにあてはまる者。(※1)

- 1) 2019年4月1日付で文学研究科後期博士課程の第1年次、第2年次の者。
- 2) 2019年度の日本学術振興会特別研究員(DC1、DC2)への応募申請を行った(2018年6月締切)が、採用されなかった者。
- 3) 研究奨励給付金の上限額を超える額の他の給付金等を得ていない者(ただし、日本学生支援機構等の貸与型奨学金の受給者や授業料免除の該当者はこの限りではない)。

(※1 長期履修(予定)学生が本給付金に申請する場合は、別途、文学研究科教務担当に相談すること。)

3 給付期間

1年間。

4 給付額

50万円を上限として研究科が決めた額を、給付決定後と10月に分けて給付する。ただし財政状況等の変化に応じて支給金額が変わる場合がある。

5 奨学金の使用範囲

研究に必要な諸経費および学資。

6 採用予定人数

若干名。

7 申請手続

研究奨励給付金を希望する者は以下の書類を提出すること(書類は文学研究科ホームページからダウンロードして入手すること)。

(1) 提出書類

- ①申請書(様式1) 1部
- ②教員の意見書(様式2) (※2) 1部

(※2 原則として後期博士課程の指導教員(予定者を含む)により作成されたものとするが、特段の事情がある場合は指導教員以外の文学研究科教員により作成されたものでも可とする。なお、教員の意見書は作成教員により厳封されたものであること。)

③給付金等が別にある者は、その金額がわかる書類・・・1部

④日本学術振興会が特別研究員不採用者に対して電子申請システムで通知した「審査結果詳細」の全体をハードコピー(印刷)したもの

(2)提出期限 2019年4月22日(月)15時

(3)提出先 学生サポートセンター1階 文学研究科教務担当

8 選考

文学研究科若手研究者研究支援委員会において、研究計画、研究実績(発表論文および学会発表等(※3))、日本学術振興会特別研究員採用申請に対する評価等を総合的に審査し、文学研究科教授会において決定する。採用決定者の発表は6月初旬を予定している。

(※3 今後、後期博士課程第2年次の申請者で、同第1年次に本給付金を給付されていた者については、前年度末に提出された研究実績報告書(様式3)も参考資料とする。)

9 採用者の義務等

(1)採用者は、2020年度日本学術振興会特別研究員(DC2)に申請し、申請書類を2019年7月31日(水)までに文学研究科教務担当に提出すること(※4)。また研究実績報告書(様式3)を2020年3月19日(木)までに同じく文学研究科教務担当に提出すること。

(※4 長期履修学生で日本学術振興会特別研究員に申請しない場合は、申請書類の提出を免除する。)

(2)次のいずれかに該当する場合、研究奨励給付金の受給資格を取り消し、既に支給された給付金の全部または一部の返還を求めることがある。

①退学または休学した場合。

②本学大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合。

③2020年度の日本学術振興会特別研究員に申請しなかった場合。

④研究実績報告書を提出しなかった場合。

⑤その他、文学研究科教授会が給付にふさわしくないと判断した場合。